

第3章 道路特定事業以外のバリアフリー化対策

3.1 その他の道路事業について

「生活関連経路」以外の道路についても、「重点整備地区」内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、一体的にバリアフリー化を図るよう努めます。

また、重点整備地区内の他事業とも調整して整備していきます。

表 3. 1 道路特定事業以外の事業計画の概要

経 路	路 線	事 業 内 容	実 施 予 定 時 期
			H30 31 32 33~
—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理の中で可能な限りバリアフリー化	

3.2 ハードと一体となったソフト的対策について

上桂地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、併せて、ソフト的対策も進めていき、「人にやさしい安心・安全なまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

表 3. 2 基本構想におけるソフト施策の具体例（心のバリアフリーを推進するソフト施策）

ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	・ ホームページや冊子、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告などを活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信など ・ 高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置など ・ 駅などにおける介助体験、疑似体験など ・ 高齢者や障害のある方等に対する声かけの実施
地域住民が主体となった取組の実施	・ 高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案など
学校教育における福祉教育の充実	・ 高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
違法駐車・駐輪等の防止	・ 違法駐車・駐輪、置看板類など、高齢者などの円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など

- 放置自転車等の防止を図るために、それらを利用する人々へ理解と協力を求めるための広報・啓発運動を行うとともに、「京都・新自転車計画（平成27年3月）」に基づいて各種団体と協力、連携し、放置自転車等の対策を推進します。



放置自転車等の撤去の様子

- 道路特定事業で実施した道路をより使いやすく維持していくためには、市民一人一人の理解と協力はもとより市民、行政機関、公共事業者、などが互いに連携して取り組むことが必要になります。
- 市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境をつくるために、啓発・情報発信の場を設けるなどにより、心のバリアフリーを支援します。



（新聞やホームページへの掲載）

- 路上の占有物の抑制についても啓発チラシなどによって適正な道路利用を促進します。また、日常的な門掃きや定期的な町内清掃等、自主的な美化活動を実施する住民・団体への支援を行い、道路の保安全管理を市民と協働して行っていきます。



美化啓発看板



ピッカ ピッケ
京都市まちの美化推進事業団シンボルキャラクター